評価書 (個票)

法人名	中央職業能力開発協会	担当課	職業能力開発局能力評価課			
		(担当課長)	(能力評価課長 宮本 悦子 <u>──┃</u>	子)		
根拠法令等	職業能力開発促進法(昭和44 第52条	年法律第64号) 類型 特別民間法人				
法人概要	根拠法制定当時、生涯能力開発体制を確立する上で、民間における職業訓練の振興を図ることが重要課題となっており、事業主等が幅広く連携し自主的かつ積極的に職業訓練を推進する体制を確立する必要があり、また、公共・民間が一体となり職業訓練を推進する上で、国等の施策に呼応するために、民間の指導団体を育成強化する必要があった。 上記背景から、職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の実現に資するため、国及び都道府県と密接な連携の下に、職業能力の開発の促進を図ることを目的とする民間の中核的指導団体として設立された。					
事務・事業の内容	技能検定試験問題の作成その	他職業能力の開発の)促進に関し必要な業務の実施	施		
事務・事業の 目的 	職業能力開発促進法第3条に 密接な連携の下に、職業能力の		選現するため、国及び都道府県。 進を図ることを目的とする。	٤٤		
関連する政策目標	基本目標 V 労働者の職業能 に発揮できるような環境整 施策大目標 1 多様な職業能	を備をすること	図るとともに、その能力を十分 引すること	分		
関連する 業績指標	技能検定受検申請者数					
指標の目標値等	前年度実績以上					
法人の事務・ 事業の実績	〇実績 ・技能検定試験問題の作成 延べ 664 作業(平成 27 年度試験・技能検定受験申請者数 215,567 人(平成 26 年度試験分 〇事業収入(平成 27 年度) 3,028,454 千円					
国からの補助 金等	○補助金・委託費等 ※別紙のとおり 					
法人の事務・ 事業の見直し 状況(これま での検証)	平成 21 年 11 月に行われた行 とおり法人の事務・事業の見値 ・技能向上対策費補助事業の予 補助事業の一部廃止等によ 予算の大幅な削減を行った。	重しを行った。 - 算の縮減	けの結果を踏まえ、以下の 算額を対前年度比3割減とし			

法人の事務・ 事業の必要性 等・有効性

・事務・事業の必要性

技能検定は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する 国家検定制度であり、職業能力開発促進法に基づいて試験問題の作成等を行ってい る。

また、中央職業能力開発協会は、自動車、鉄鋼、電機、建設等の全国的な業界団体を会員としており、これら会員団体の協力を得て、幅広い職種の技能検定の試験問題を作成することが可能である。したがって、中央職業能力開発協会が試験問題の作成等を行うことが適当である。

・事務・事業の妥当性

技能検定は、労働者の技能習得意欲を増進させるとともに、労働者の雇用の安定、 円滑な再就職、労働者の社会的な評価の向上等に重要な役割を有するものであるこ とから、産業活動の変化やニーズに即応したものとなるよう、産業界の意見を聴き ながら、技能検定試験の内容について、適時に見直している。

・事務・事業の有効性

技能検定の実施状況について、平成26年度は指定試験機関実施分を含め、全国で約69万人の受検申請に対して、約28万人(延べ約574万人)が合格していることから、社会的に便益の高い事務・事業であると認められる。

法人の事務・ 事業の執行体 制の妥当性

・事務・事業の実施に関する監督体制の適格性

中央職業能力開発協会が作成する技能検定の試験問題及び試験実施要領について、厚生労働大臣の認定を受けたものが使用される等、事務・事業の実施に対する 監督体制を確保している。また、厚生労働省は、指導監督基準に基づいて毎年度、 指導監督の状況及び結果を公表している。

・法人の事務・事業実施主体としての適格性

毎年度の収支状況を公表しており、透明性が確保されていることに加え、適切な 人員体制、設備を確保していると認められる。

また、厚生労働大臣は、中央職業能力開発協会の運営について勧告し、改善されない場合は処分することができることとなっており、事務・事業実施主体としての適格性を確保している。

評価結果の総 括

(現状分析 (事務・事業 の評価)と今 後の方向性) 技能検定職種のうち、112職種を対象として、産業界のニーズに即した試験問題の作成等を行ってきているものの、今後さらに産業動向の変化のスピードが高まっていくと予想されること、人口減少局面を迎え、これまで以上に能力開発の重要性が高まり、また、多様化することが予想されることを考慮すると、より一層多様なニーズに機動的な対応がとれる体制の整備と、事業の効率的な執行に向けた不断の見直しが必要。

備考

○事務・事業の構造等(平成27年度)

事務	事務・事業名	①事務・事業の内容 及び ②当該事務・ 事業の根拠となる法律、閣議決定、計画 等の内容	支出額 (平成27年度決 算)		収入額(百万円) (平成27年度決算)			公益法人等への支出 (百万円)(平成27年度)	
135			(百万円)		内	訳 (名称)	(額)	法人名	額
事業	職業能力開発促 進法第55条の規 定に基づいて行 う業務			合計			3, 028		-
の構造等(ま		① 技能検定試験問題の作成その他職業能力の開発の促進に関し必要な業務の実施 ② 雇用保険法第63条第1項第1号、6号及び7号、雇用保険法施行規則第134条及び135条。職業能力開発促進法第55条	2, 957		玉	技能向上対策費補 助金 365百万円 事業委託費 1,429百万円	1, 794	-	_
					自己収入	自己収入	1, 234	-	-

- 見込額である。

〇国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況(特別会計別内訳) 〈平成27年度決算合計〉

		合計	労働保険特別会計 (雇用勘定)
特	別会計 法人合計(百万円)	1, 635	1, 635
	技能向上対策費補助金	365	365
	キャリア支援企業創出促進事業	132	132
	各種技能競技大会等の推進事業	606	606
	教育訓練講座受講環境整備事業	117	117
	職業能力評価制度の整備及び活用促進事業	111	111
	若年技能者人材育成支援等事業	304	304

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。